

令和6年度

臨時総会資料



令和7年1月20日（月）

さいたま市立大砂土小学校PTA

# 臨時総会次第

1. 日 時 令和7年1月20日(月)  
13時00分～14時00分
2. 会 場 大砂土小学校 体育館
3. 臨時総会次第
  - 1) 開会
  - 2) 会長あいさつ
  - 3) 校長あいさつ
  - 4) 議長選出
  - 5) 審議事項
    - (1) 令和7年度PTA加入の意思確認の開始について
    - (2) (1)に伴うPTA会則(細則)およびPTA組織構成の変更について
  - 6) 議長解任
  - 7) 閉会

## 会則の改定（案）に関する新旧対照表

新	旧	備考
第 2 章 会 員	第 2 章 会 員	
(会 員) 第 4 条 <u>本会の会員となることのできる者は、次の通りです。</u> <u>1. 本校に在籍する児童の父母(またはこれに準ずるもの)と教職員とします。</u> <u>2. 本会の入会は、所定の入会届を提出し、一回の提出で在校中は有効とします。</u> <u>3. 本会の退会は、下記の通りとします。</u> <u>①自動退会</u> <u>児童の転居、卒業または勤務校の異動、退職により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会とします。退会届の提出は必要ありません。</u> <u>②任意退会</u> <u>自由意思によって退会する者は、所定の退会届を提出します。</u>	(会 員) 第 4 条 <u>本会は大砂土小学校児童の父母（またはこれに準ずるもの）と教職員をもって会員とします。</u>	(変更)  (追加)
第 3 章 役員及び委員	第 3 章 役員及び委員	
(役員及び委員) 第 6 条 本会に次の役員及び委員を置きます。  《中略》  2. 委員 <u>①運営チームメンバー</u> <u>②環境交通部員</u> <u>③教職員</u>	(役員及び委員) 第 6 条 本会に次の役員及び委員を置きます。  《中略》  2. 委員 <u>①学級委員 若干名</u> <u>②環境交通部委員 若干名</u> <u>③教職員 若干名</u>	(変更) (変更) (変更)
(役員及び委員の選出) 第 7 条 役員及び委員の選出は、次の通り行います。 <u>1. 役員</u> <u>会長、副会長、書記、会計、会計監査の五役は、毎年推薦委員会において推薦し、総会の議を経て就任します。</u> <u>2. 委員</u> <u>(1) 運営チームメンバーは、立候補とします。</u> <u>(2) 運営チーム正副リーダーはチーム会において、運営チームメンバーの中から互選により選出します。</u> <u>(3) 教職員は教職員中より選出する若干名をもってこれにあてます。</u> <u>(4) 環境交通部員は、役員、運営チームメンバーを除く保護者の中から各地区ごとに選出します。</u> <u>(5) 部長及び副部長は、部会において部員の中から互選により選出します。</u> <u>3. 推薦委員会の構成その他は別に細則で定めます。</u>	(役員及び委員の選出) 第 7 条 役員及び委員の選出は次の通り行います。 <u>1. 会長、副会長、書記、会計、会計監査の五役は、毎年推薦委員会において推薦し、総会の議を経て就任します。</u> <u>2. 学級委員は、学級別に会員の互選により選出します。</u> <u>3. 部長及び副部長は、各部会において部員の中から互選により選出します。但し、各部の副部長 1 名は教職員とします。</u> <u>4. 教職員は教職員中より選出する若干名をもってこれにあてます。</u> <u>5. 環境交通部委員は、役員、学級委員を除く会員の中から各地区ごとに選出します。</u> <u>6. 推薦委員会の構成その他は別に細則で定めます。</u> <u>7. 特別支援学級についてはその都度協議します。</u>	(変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (削除)
(任 務) 第 8 条 役員及び委員は、次の任務を有します。	(任 務) 第 8 条 役員及び委員は、次の任務を有します。	

<p>《中略》</p> <p><u>6. 運営チームリーダーは、チーム会を開催し、各チームの事業を計画するとともに執行にあたります。</u></p> <p><u>7. 副リーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは代理します。</u></p> <p><u>8. 運営チームメンバー及び教職員は、各チームに所属し、その活動に従事します。</u></p> <p>9. 環境交通部員は、地区活動に従事するとともに、その地区を統括します。</p> <p>(任 期) 第10条 役員及び委員の任期は1年とし、再任は<b>妨げないものとします。役員及び環境交通部員</b>に欠員が生じたときは、直ちに補充するものとします。その任期は前任者の残任期間とします。</p> <p>第 4 章 機 関</p> <p>(機 関) 第11条 本会に次の機関を置きます。 ①総会 ②運営委員会 ③<u>チーム会・部会</u></p> <p>(総 会) 第12条 1. 総会は本会の最高決議機関であって、会長が主催し毎年度初めに開催します。会員の過半数(委任状も含む)の出席をもって成立し、次の事項を審議決定します。 (1) 予算及び決算 (2) 役員の承認 <u>(3) 会則の改廃及び会則に基づく細則等の制定、改廃に関する事</u> (4) 事業計画及び会務報告 (5) その他運営上重要な事項 <u>2. 臨時総会は、次のいずれかの事項に關し開催することができます。</u> (1) 会員の1/10以上の要求があったとき (2) 運営委員会の委員の過半数が必要と認めたととき</p> <p>《以下略》</p> <p>(運営委員会) <u>第13条 削除</u> <u>《以下、条番号繰り上げします》</u></p>	<p>《中略》</p> <p><u>6. 部長は、随時部会を開催し、部の事業を計画するとともに執行にあたります。</u></p> <p><u>7. 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは代理します。</u></p> <p><u>8. 学級委員及び教職員は、学級活動に従事するとともに、各部に所属してその活動に従事します。</u></p> <p>9. 環境交通部委員は、地区活動に従事するとともに、その地区を統括します。</p> <p>(任 期) 第10条 役員及び委員の任期は1年とし、再任は<b>妨げない。役員及び委員</b>に欠員が生じたときは、直ちに補充するものとします。その任期は前任者の残任期間とします。</p> <p>第 4 章 機 関</p> <p>(機 関) 第11条 本会に次の機関を置きます。 ①総会 <u>②全体委員会</u> ③運営委員会 <u>④部会</u></p> <p>(総 会) 第12条 1. 総会は本会の最高決議機関であって、会長が主催し毎年度初めに開催します。会員の過半数(委任状も含む)の出席をもって成立し、次の事項を審議決定します。 (1) 予算及び決算 (2) 役員の承認 <u>(3) 会則の改廃</u> (4) 事業計画及び会務報告 (5) その他運営上重要な事項 <u>2. 臨時総会は、全体委員会の議決により次の事項に關し開催することができます。</u> (1) 会員の1/10以上の要求があったとき (2) 運営委員会の委員の過半数が必要と認めたととき</p> <p>《以下略》</p> <p>(全体委員会) <u>第13条 全体委員会は、総会に次ぐ意思決定機関であって、役員、委員をもって構成します。全体委員会は会長が必要と認めたときに開催し、次の事項を審議決定します。</u> <u>1. 総会の決定事項の実施に関する事</u> <u>2. 会則に基づく細則等の制定、改廃に関する事</u> <u>3. 事業計画の実施に関する事</u> <u>4. その他の会務運営に必要な事項</u> <u>全体委員会の決議事項は、出席者の過半数により決定します。</u> <u>全体委員会の議長は、構成員の中から選出します。</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	---	---

<p>(運営委員会)</p> <p><b>第13条</b> 運営委員会は、本会の執行機関であって、役員（会計監査を除く）、<u>正副リーダー、正副部長</u>をもって構成します。運営委員会は、会長が必要と認めたときに随時開催し、次のことを行います。</p> <p><u>1. 総会に基づく会務の処理</u></p> <p>2. 事業計画及び予算決算の立案</p> <p><u>3. 各チーム</u>の計画及び執行状況の検討</p> <p>《以下略》</p> <p>(チーム会・部会)</p> <p><b>第14条</b> 本会の事業を行うため、<u>次の運営チーム及び部を置くことができ、各運営チーム及び部</u>の構成と事業は次の通りとします。</p> <p>1. 構成</p> <p><u>運営チームメンバーは、けやきの森まつりチーム、広報チーム、ベルマーク集計チーム、カーテン洗濯チーム、給食試食会チームの各運営チームに所属します。</u></p> <p>但し、環境交通部の委員は、各地区より選出された委員が所属します。</p> <p>2. 事業</p> <p><u>(1) けやきの森まつりチーム</u></p> <p>①けやきの森まつりに関すること</p> <p><u>(2) 広報チーム</u></p> <p>①会報の発行に関すること</p> <p>②その他、広報活動に関すること</p> <p><u>(3) ベルマーク集計チーム</u></p> <p>①ベルマークに関すること</p> <p><u>(4) カーテン洗濯チーム</u></p> <p>①カーテン洗濯に関すること</p> <p><u>(5) 給食試食会チーム</u></p> <p>①給食試食会に関すること</p> <p><u>(6) 環境交通部</u></p> <p>①児童の校外補導及び交通安全教育に関すること</p> <p>②その他の会務運営に必要な事項</p>	<p>(運営委員会)</p> <p><b>第14条</b> 運営委員会は、本会の執行機関であって、役員（会計監査を除く）、<u>正副部長</u>をもって構成します。運営委員会は、会長が必要と認めたときに随時開催し、次のことを行います。</p> <p><u>1. 総会および全体委員会の決定にもとづく会務の処理</u></p> <p>2. 事業計画および予算決算の立案</p> <p><u>3. 各部</u>の計画および執行状況の検討</p> <p>《以下略》</p> <p>(部 会)</p> <p><b>第15条</b> 本会の事業を行うため、<u>次の部を置き、各部</u>の構成と事業は次の通りとします。</p> <p>1. 構成</p> <p><u>学級委員は総務、保健教養、広報、けやきの森まつり部に所属します。</u></p> <p>但し、環境交通部の委員は、各地区より選出された委員が所属します。</p> <p>2. 事業</p> <p><u>(1) 総務部</u></p> <p>①<u>学年、学級PTA活動を円滑に行うための計画と運営に関すること</u></p> <p>②<u>各部活動の総合調整及び会の運営に関する調査と研究</u></p> <p>③<u>祝賀表彰に関すること</u></p> <p>④<u>会員の教養を高めるための研修及び文化活動に関すること</u></p> <p><u>(2) 保健教養部</u></p> <p>①<u>保健、体育、給食に関すること</u></p> <p>②<u>児童の教育環境の整備に関すること</u></p> <p><u>(3) 広報部</u></p> <p>①会報の発行に関すること</p> <p>②その他、広報活動に関すること</p> <p><u>(4) けやきの森まつり部</u></p> <p>①けやきの森まつりに関すること</p> <p><u>(5) 環境交通部</u></p> <p>①児童の校外補導及び交通安全教育に関すること</p> <p>②その他の会務運営に必要な事項</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
<p>(特別委員会)</p> <p><b>第15条</b> 本会の運営に関し、特別な事項については必要があるときには、<u>運営委員会</u>の議決により特別委員会を設けることができます。特別委員会の委員長は、運営委員会の構成員となります。</p> <p>第 5 章 会 計</p> <p><b>第16条</b> 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてます。会員の会費は、3,000円（前期一括納入）とします。臨時会費は、<u>総会</u>の議決を経て徴収することができます。</p> <p>《以下略》</p>	<p>(特別委員会)</p> <p><b>第16条</b> 本会の運営に関し、特別な事項については必要があるときには、<u>全体委員会</u>の議決により特別委員会を設けることができます。特別委員会の委員長は、運営委員会の構成員となります。</p> <p>第 5 章 会 計</p> <p><b>第17条</b> 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれにあてます。会員の会費は、3,000円（前期一括納入）とします。臨時会費は、<u>全体委員会</u>の議決を経て徴収することができます。</p> <p>《以下略》</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

<p style="text-align: center;">第 6 章 雑 則</p> <p>第 2 2 条 <u>学校及びPTAは役員の魅力向上につながる活動を提供することができます。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 雑 則</p>	<p style="text-align: center;">(追加)</p>
--	--	---

## 個人情報取扱規則の改定（案）に関する新旧対照表

新	旧	備考
(利用) 第5条 取得した個人情報は、次の目的に利用する。 1. 会費集金、管理、PTA活動名簿作成、 <u>情報共有アプリ</u> 、その他の文章の配布  《以下略》	(利用) 第5条 取得した個人情報は、次の目的に利用する。 1. 会費集金、管理、PTA活動名簿作成、その他の文章の配布  《以下略》	(追加)

## 会則（細則）の改定(案)に関する新旧対照表

新	旧	備考
<p>推薦委員会の細則</p> <p>(推薦委員会の設置)</p> <p>第2条 1. 推薦委員会は、<u>五役及び</u>五役経験者より若干名、教職員2名により構成します。</p> <p>《以下略》</p> <p>(候補者の選出方法)</p> <p>第3条 1. 推薦委員会発足後、<u>推薦委員の定められた方</u>により、役員候補を募ります。</p> <p>《以下略》</p>	<p>推薦委員会の細則</p> <p>(推薦委員会の設置)</p> <p>第2条 1. 推薦委員会は、<u>学級委員の中から各学年1名</u>、五役経験者より若干名、教職員2名により構成します。  <u>*学級委員の中から各学年1名選出する際、運営委員(各部正副部長)、正副部長、カーテン長、総務部各学年長、保健教養部各学年長、広報部各班長、けやきの森まつり部各班長、一人のお子さんで2回目の委員になられた方、推薦委員経験者を除きます。</u></p> <p>《以下略》</p> <p>(候補者の選出方法)</p> <p>第3条 1. 推薦委員会発足後、<u>推薦用紙を全会員に配布し</u>、役員候補を募ります。</p> <p>《中略》</p> <p><u>5. 推薦委員会の構成員は、役員となることができません。但し推薦を承認した委員は、選出母体から後任を選出します。</u></p> <p>《以下略》</p>	<p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p>
<p>旅費支給の細則</p> <p>第1条 <u>本会の会員</u>が会長の指示によって、PTA活動の用務で学区外に出張するときは、この細則により旅費を支給することができます。</p> <p>1. 交通費 実費支給          但し、鉄道の場合は実費として、100kmを超え<u>特急</u>を使用したときは、<u>特急</u>料金の支給ができます。</p> <p>2. <u>宿泊費 実費支給</u>  <u>但し1泊 7,000円を目安とします。</u>          宿泊については、出張地に滞在した宿泊数によるものとします。</p>	<p>旅費支給の細則</p> <p>第1条 <u>本会の役員及び委員等</u>が会長の指示によって、PTA活動の用務で学区外に出張するときは、この細則により旅費を支給することができます。</p> <p>1. 交通費 実費支給          但し、鉄道の場合は実費として、100kmを超え<u>急行</u>を使用したときは、<u>急行</u>料金の支給ができます。</p> <p>2. <u>宿泊費 1泊 2,000円</u>          宿泊については、出張地に滞在した宿泊数によるものとします。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>経理に関する細則</p> <p>第2条 資源回収、ベルマークなどの<u>運営チームによる</u>PTA会費以外の収入は特別会計とします。</p> <p>《以下略》</p>	<p>経理に関する細則</p> <p>第2条 資源回収、ベルマークなどのPTA会費以外の収入は特別会計とします。</p> <p>《以下略》</p>	<p>(変更)</p>

# 大砂土小学校PTA会則（案）

## 第 1 章 総 則

- (名 称)  
第1条 本会はさいたま市立大砂土小学校PTAといい、事務所を大砂土小学校（さいたま市北区本郷町1番地）に置きます。
- (目 的)  
第2条 本会は、大砂土小学校児童の福祉を増進し、民主教育の充実振興に寄与するとともに学校と家庭、並びに社会との連携を緊密にし、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とします。
- (事 業)  
第3条
1. 児童の福祉増進に関する事業
  2. 児童の教育的な生活環境の増進に関する事業
  3. 会員の研修と親睦に関する事業
  4. 学校と家庭との連絡を緊密にする事業
  5. その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第 2 章 会 員

- (会 員)  
第4条 本会の会員となることができる者は、次の通りです。
1. 本校に在籍する児童の父母(またはこれに準ずるもの)と教職員とします。
  2. 本会の入会は、所定の入会届を提出し、一回の提出で在校中は有効とします。
  3. 本会の退会は、下記の通りとします。
    - ①自動退会  
児童の転居、卒業または勤務校の異動、退職により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会とします。退会届の提出は必要ありません。
    - ②任意退会  
自由意思によって退会する者は、所定の退会届を提出します。
- 第5条 本会の事業達成のため特別の賛助をしたものを特別会員とすることができます。

## 第 3 章 役員及び委員

- (役員及び委員)  
第6条 本会に次の役員及び委員を置きます。
1. 役員
    - ①会長1名
    - ②副会長若干名（2名は教頭とする）
    - ③書記3名（1名は教職員とする）
    - ④会計4名（2名は教頭とする）
    - ⑤会計監査2名
    - ⑥参与1名（校長とする）
  2. 委員
    - ①運営チームメンバー
    - ②環境交通部員
    - ③教職員
- (役員及び委員の選出)  
第7条 役員及び委員の選出は、次の通り行います。
1. 役員  
会長、副会長、書記、会計、会計監査の五役は、毎年推薦委員会において推薦し、総会の議を経て就任します。
  2. 委員
    - (1) 運営チームメンバーは、立候補とします。
    - (2) 運営チーム正副リーダーはチーム会において、運営チームメンバーの中から互選により選出します。
    - (3) 教職員は教職員中より選出する若干名をもってこれにあてます。

(4) 環境交通部員は、役員、運営チームメンバーを除く保護者の中から各地区ごとに選出します。

(5) 部長及び副部長は、部会において部員の中から互選により選出します。

3. 推薦委員会の構成その他は別に細則で定めます。

(任 務)

第8条

役員及び委員は、次の任務を有します。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括します。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理します。
3. 書記は、本会の事務に従事します。
4. 会計は本会の会計事務に従事します。
5. 会計監査は会計を監査し、その結果を総会に報告します。
6. 運営チームリーダーは、チーム会を開催し、各チームの事業を計画するとともに執行にあたります。
7. 副リーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは代理します。
8. 運営チームメンバー及び教職員は、各チームに所属し、その活動に従事します。
9. 環境交通部員は、地区活動に従事するとともに、その地区を統括します。

(参 与)

第9条

参与は、各会議に出席し意見を述べることができます。

(任 期)

第10条

役員及び委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとします。役員及び環境交通部員に欠員が生じたときは、直ちに補充するものとします。その任期は前任者の残任期間とします。

## 第 4 章 機 関

(機 関)

第11条

本会に次の機関を置きます。

- ① 総会
- ② 運営委員会
- ③ チーム会・部会

(総 会)

第12条

1. 総会は本会の最高決議機関であって、会長が主催し毎年度初めに開催します。会員の過半数(委任状も含む)の出席をもって成立し、次の事項を審議決定します。
  - (1) 予算及び決算
  - (2) 役員承認
  - (3) 会則の改廃及び会則に基づく細則等の制定、改廃に関する事
  - (4) 事業計画及び会務報告
  - (5) その他運営上重要な事項
2. 臨時総会は、次のいずれかの事項に関し開催することができます。
  - (1) 会員の1/10以上の要求があったとき
  - (2) 運営委員会の委員の過半数が必要と認めたとき
3. 総会の議決は、出席者の過半数により決定します。
4. 総会の議長は、役員以外の出席会員の中から選出します。

(運営委員会)

第13条

運営委員会は、本会の執行機関であって、役員(会計監査を除く)、正副リーダー、正副部長をもって構成します。

運営委員会は、会長が必要と認めたときに随時開催し、次のことを行います。

1. 総会に基づく会務の処理
2. 事業計画及び予算決算の立案
3. 各チームの計画及び執行状況の検討
4. 緊急事項の処理に関する事
5. 会の資産の管理
6. その他の会務運営に必要な事項

(チーム会・部会)

第14条 本会の事業を行うため、次の運営チーム及び部を置くことができ、各運営チーム及び部の構成と事業は次の通りとします。

1. 構成

運営チームメンバーは、けやきの森まつりチーム、広報チーム、ベルマーク集計チーム、カーテン洗濯チーム、給食試食会チームの各運営チームに所属します。但し、環境交通部の委員は、各地区より選出された委員が所属します。

2. 事業

(1) けやきの森まつりチーム

①けやきの森まつりに関すること

(2) 広報チーム

①会報の発行に関すること

②その他、広報活動に関すること

(3) ベルマーク集計チーム

①ベルマークに関すること

(4) カーテン洗濯チーム

①カーテン洗濯に関すること

(5) 給食試食会チーム

①給食試食会に関すること

(6) 環境交通部

①児童の校外補導及び交通安全教育に関すること

②その他の会務運営に必要な事項

(特別委員会)

第15条 本会の運営に関し、特別な事項について必要があるときには、運営委員会の議決により特別委員会を設けることができます。

特別委員会の委員長は、運営委員会の構成員となります。

## 第 5 章 会 計

第16条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてます。

会員の会費は、3,000円(前期一括納入)とします。

臨時会費は、総会の議決を経て徴収することができます。

本会の予算、決算は年次総会に報告し、承認を得て執行します。

第17条 予算の科目流用及び予備費より支出するときは、運営委員会の審議承認を得ることとします。

(会計年度及び会計監査)

第18条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

本会の会計監査は、前期と後期に監査をし、年次総会に報告しなければなりません。

## 第 6 章 雑 則

第19条 会員は、会計帳簿その他の書類について、いつでもこれを閲覧することができます。

第20条 P T A活動で必要となる個人情報の収集・利用・管理等の取扱い方法については、個人情報取扱規則に定めるものとします。

第21条 この会則の運用について必要な事項は、別に細則をもってこれを定めます。

第22条 学校及びP T Aは役員の魅力向上につながる活動を提供することができます。

附 則

1. 本会会則は、昭和47年4月15日より施行する。

1. 本会会則は、昭和49年5月25日より施行する。

1. 本会会則は、昭和50年5月24日より施行する。

1. 本会会則は、昭和52年4月16日より施行する。

1. 本会会則は、昭和55年4月30日より施行する。

1. 本会会則は、昭和58年4月27日より施行する。

1. 本会会則は、昭和62年5月15日より施行する。

1. 本会会則は、昭和63年4月28日より施行する。
1. 本会会則は、平成3年5月9日より施行する。
1. 本会会則は、平成6年5月12日より施行する。
1. 本会会則は、平成10年5月15日より施行する。
1. 本会会則は、平成11年5月14日より施行する。
1. 本会会則は、平成12年5月19日より施行する。
1. 本会会則は、平成13年5月11日より施行する。
1. 本会会則は、平成17年5月12日より施行する。
1. 本会会則は、平成18年5月11日より施行する。
1. 本会会則は、平成19年5月10日より施行する。
1. 本会会則は、平成20年5月8日より施行する。
1. 本会会則は、平成22年5月7日より施行する。
1. 本会会則は、平成23年5月6日より施行する。
1. 本会会則は、平成26年5月9日より施行する。
1. 本会会則は、平成27年5月15日より施行する。
1. 本会会則は、平成30年5月11日より施行する。
1. 本会会則は、令和元年5月10日より施行する。
1. 本会会則は、令和5年5月18日より施行する。
1. 本会会則は、令和6年5月16日より施行する。
1. 本会会則は、令和7年1月20日より施行する。

## 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 個人情報取扱規則（以下「本規則」という。）は、さいたま市立大砂土小学校PTA（以下、「PTA」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 PTAにおける個人情報の管理者は、PTA副会長とし、PTA会長がこれを任命する。

### (取得方法)

第4条 個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報を取得する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

### (利用)

第5条 取得した個人情報は、次の目的に利用する。

1. 会費集金、管理、PTA活動名簿作成、情報共有アプリ、その他の文書の配布
2. 会員名簿、緊急連絡簿、委員会名簿、登校班名簿の作成・運用
3. PTA行事等の出席名簿、推薦委員会役員選出名簿

### (利用目的による制限)

第6条 あらかじめ本人の同意を得ないで、第5条に規定する利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### (管理)

第7条 個人情報は管理者または取扱者が保管し、適正に管理する。  
不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。  
個人情報の取り扱いはセキュリティ管理を厳密に実施する。

### (第三者提供の制限)

第8条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報開示等)

第9条 本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第10条 個人情報を漏洩等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者及びPTA会長に報告しなければならない。

(研修)

第11条 PTAはPTA役員及び個人情報取り扱いに携わる委員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第12条 個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則

1. 本規則は、平成30年5月11日より施行する。

1. 本規則は、令和7年1月20日より施行する。

## 大砂土小学校PTA細則

### 地区の指定の細則

(地区の指定)

第1条 各地区を次の通り指定します。  
本郷地区(本郷・コンフォール)  
土呂地区(土呂一・土呂二)  
宮原南地区(宮原南)  
宮原北地区(宮原北)

### 推薦委員会の細則

第1条 会則第6条に基づく会長、副会長、書記、会計、会計監査(教職員を除く)の五役の候補者推薦は、毎年、推薦委員会を設けて決めます。

(推薦委員会の設置)

第2条 1. 推薦委員会は、五役及び五役経験者より若干名、教職員2名により構成します。  
2. 正副委員長は、委員の互選により選出します。

(候補者の選出方法)

第3条 1. 推薦委員会発足後、推薦委員の定めた方法により、役員候補を募ります。  
2. 推薦された役員候補の中から、委員が協議し役員の候補とします。  
3. 本人の承諾を得て役員に内定します。  
4. 推薦委員会の議決は、出席した委員の過半数により決定します。

### 慶弔に関する細則

第1条 大砂土小学校PTAの慶弔に関する細則を次のとおり定めます。

1. 弔の部 児童 5,000円  
会員 5,000円

2. 見舞いの部 児童、教職員が疾病で  
1ヶ月以上休んだとき 5,000円

第2条 その他、不慮の災害、特別の事情のときには、運営委員会で審議処理するものとします。

第3条 慶弔に関する事項においての返礼はしないものとします。

## 感謝表彰に関する細則

- 第1条 規約第3条に定める諸目的達成に寄与し、またはこれに関する諸活動に貢献したものに對する表彰は、この細則によります。
- 第2条 表彰は次の通りとします。
1. 転退職する教職員に、感謝の意を表して記念品を贈呈します。
  2. 児童が卒業する際に祝意を表して記念品を贈呈します。
  3. 本校児童で善行があり校長の推薦があったとき。
  4. 表彰その他必要が生じた際は運営委員会で審議し、決定します。

## 旅費支給細則

- 第1条 本会の会員が会長の指示によって、PTA活動の用務で学区外に出張するときは、この細則により旅費を支給することができます。
1. 交通費 実費支給  
但し、鉄道の場合は実費として、100kmを超え特急を使用したときは、特急料金の支給ができます。
  2. 宿泊費 実費支給 但し1泊 7,000円を目安とします。  
宿泊については、出張地に滞在した宿泊数によるものとします。

## 経理に関する細則

- 第1条 会計役員は、現金出納簿を備え、支出したときはその都度記載し、領収書を保存しなければなりません。
- 第2条 資源回収、ベルマークなどの運営チームによるPTA会費以外の収入は特別会計とします。
1. 特別会計は環境整備、学校施設、整備及びPTA設備の充実をはかります。
  2. 特別会計の運用は運営委員会で決定します。
  3. 特別会計の決算報告は総会において行います。
  4. 特別会計の預金通帳と印鑑はPTA会計が保管します。
  5. 特別会計の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

## サークル（同好会）活動に関する細則

- 第1条 会員有志によるサークル（同好会）活動について、会則第3条に定める会員の研修・親睦に関する事業として、この細則により定めます。
- 第2条 サークル（同好会）の認可は運営委員会での審査・決定によるものとします。
- 第3条 サークル（同好会）活動の経費については運営委員会の決定により受けられます。
- 第4条 運営委員会は定期的にサークル（同好会）活動について見直しを行い、その活性化に努めます。